真實と正義を守れ

白鳥事件の判決近まる

日本の黒い霧として仕組まれた謀略事件は、松川、菅生事件などのように真実を守る闘いによつて、つぎつぎと勝利をおさめ、謀略者に鉄ついを下しているが、いまなお闘われているのに白鳥事件がある。無実の罪で村上被告は十年も獄中で闘つている。白鳥事件対策委員会の赤塚忠さんがこのほど来牟し、大地評や三池労組を訪れ、実情報告と支援を訴えられたが、事件の大要と現在の運動状況を記し、理解の上に立つた強力な支援を期待している。

白鳥事件とは？

昭和二十七年一月二十一日午後七時四十二、三分頃、札幌市南六条西十六丁目で、当時札幌市警察警備課長の白鳥一雄が何者かによつてピストルで射殺された。

この事件をきつかけにして、政府や警察・検察側では「この事件には政治的、思想的背後関係がある」との予断をもつて、札幌市内の平和活動家、労働組合、共産党をはじめ多くの進歩的活動家が大弾圧をうけた。

さらに昭和三十年まで三年間にわたる捜査の中で、いま投獄されている村上被告（当時日本共産党札幌市委員長）らが、白鳥警備課長を共謀して殺したのだと検察側で起訴し、昭和三十二年五月の一審判決は村上被告を無期懲役、その他二名も有罪にし、昭和三十五年五月二審判決で、村上被告は射殺主謀者として懲役二十年、その他は一審通りという判決がなされたこの判決の有罪の証拠はすべて「他人の自白」であり、裁判官の裏づけのない推断が証拠にされており、決め手になる物的証拠は一つもないのである。

松川事件の無罪判決を正義と真実を愛する多くの人々の力で勝ちとつたいま、当時一連の不明朗な事件とつながつた一つの事件として労働組合をはじめ多くの進歩的人々の支援の中で最高裁で争われている。

事件の裏に躍る弾圧

事件当時は朝鮮戦争の時期で失業者が続出し、市民の生活が苦しく破壊され、一部の市民の中には冬の燃料もないという惨憺な状態もあり、生活の要求とともに反戦平和、単独講和、安保反対、全面講和の要求が高まり、このための闘いが札幌でも進歩的な人々によつて組織的に行なわれていた。

射殺された警備課長もその地位からしてこの運動に対する弾圧、スパイ活動の中で重要な役割を果していた。

この事件の発生前、あるいは射殺現場についての疑惑は数多い。このような中で事件の翌日、札幌の警察本部長は「一応日共関係の犯行とみなして捜査を行なう」と声明し、自民党の国会調査団は「政治的、思想的背後関係がある」としてその捜査方針を裏づけた。

共産党員をはじめ進歩的な活動家が八十数名も逮捕投獄され、獄中で三人が発狂し、真犯人が四人も変わつた。

ずさんな検事側証據

検事側や裁判所側で出してきている証拠は(1)共同謀議についての自白(2)幌見峠から出てきたピストルの弾丸(3)「おれが白鳥を殺したんだ」といつたという遅平（彼は三池闘争でも大牟田に来て動き回つている）のまた聞き自白などである。

裁判所では、一体誰が殺したかについて遅平という男に自白させている。遅平というのは事件発生当時は共産党員で、逮捕されて一週間もたたぬ間に転向し自白してすぐ釈放になり、その三田村四郎がやつている労研同志会の事務局長をしているという分裂主義者である。

彼は検事と同宿し、旅館で自白調書を書いているが、その中で一月二十二日二時か三時ごろ、佐藤ひろしさん宅へ行つてまた聞きしてきたといつているが、遅平はこの時間に佐藤さんの家へ行つていないことも明らかになつている。

このようなずさんな証拠で昨年五月二審判決があり、村上さんは懲役二十年、北大生高安は共同謀議に出席したというので懲役三年、執行猶予二年、北大生村手（獄中で発狂しウソの自白をさせられた人）は懲役二年、執行猶予五年という判決が下された。そしていま最高裁に持ち込まれ四月から審理がはじめられており、来年春には判決が出ることが予想されている。

証據のデタラメ判る

裁判の進行につれて検事側提出の証拠のデタラメがつぎつぎとバクロされてきている。

まず、幌見峠から出たピストルの弾丸だが（高安自白で事件前ここで射撃演習をしたということで、警察が現場をさがし一年七カ月目に一発、さらに二年四カ月目に一発をさがし出したが、この弾丸が白鳥の体内から出た弾丸と同じということで証拠物件となつたが、ねつ造された疑いがこく、おまけに長年月土中にあつたにもかかわらずサビもなく一つの傷もない）科学的調査の結果、白鳥の体内から出た弾丸とは銃条痕が違うことが明らかになつた。

また、白鳥射殺に使われたピストルが消音装置ピストルであることが、これも弾丸の科学調査でわかつた。当時消音ピストルは普通の者では手に入らず、アメリカ軍かそれとも台湾辺りからの密貿でないと手に入らぬものである。

など証拠として出されているものがデッチ上げであることが一つひとつバクロされてきており、被告の無実がいよいよはつきりしてきた。

村上被告の無実を

白鳥事件が謀略弾圧事件であることが事件の推移のなかでしだいに明らかになつてくるとともに、被告救援の運動も高まりをみせている。中央に白鳥事件対策委員会がつくられ、これが中心になつて運動を起しているが何しろ少人数のため全国への実情報告も思うに任せない有様だが、多くの真実を愛し正義を守る人々の同情をうけ、とり上げられ支援されている。

今年度の総評大会でも十二単産の共同提案で支援決議がされ、総評が中心になつて今年三回の現地調査が行なわれた。さらに総評大会後も主要単産で支援決議が行なわれ運動が発展している。

対策委員会では判決が来春に迫つたいま、真実を勝ちとるため総力をあげて闘いへ取組んでおり、つぎの三点を中心的にあげている。

一、最高裁で口頭弁論をひらかせること。

最高裁は普通書面審理でやることになつているが、他人のうその自白や裁判官の偏見をもつた推定で無実の者を有罪にしないため、松川事件でやらせたような厳正な真実にもとづいての口頭弁論をひらかせることが、勝利のため必要になつている。

二、村上被告の即時保釈

十年間保釈もされないで獄中に十年、二十八才から三十八才の今まで獄中で転向強要や誘惑にまけず闘い抜いていま非常に体を痛めており、保釈させることは人権を守る上でも非常に重要である。

三、即時釈放・口頭弁論ひらけの全国統一行動月間

村上被告が十年前に逮捕された十月一日を起点にして一カ月間を総評が計画、この期間に白鳥事件の弁護士や文化人の報告集会を各地域でもち、一〇〇万人の署名、被告を守る会の組織化六〇〇万円カンパを起すとともに、地域に白鳥事件被告救援協議会をつくる。

などであるが、少くとも今年中には口頭弁論をひらくことを最高裁に認めさせねばならぬ現状である。署名は一〇〇万目標で現在一五万集まつており、資金六〇〇万円は来年七月まで集め、今年中にその六割を目標にして、金がない者は罪人にされる不平等を差別を打ち破らねばならない。

被告を守る会も各地で労組が中心となり結成、昨年は一五だつたのがいまでは三〇を超えている。松川事件で闘つたように真実と正義の闘いを勝ちとるまでがんばろう。来組した白鳥事件対策委の赤塚忠さんはつぎのように述べていた。

十年前も政暴法がやられていたことを、私はこの事件を通して感じています。今までの皆さん方の協力にお礼を申し上げますとともに、こんごの闘いでも強い支援をお願いします。そして松川事件のように勝利を闘いとることが出来ることがんばつています。私たちも全国からの励ましに応えて、さらに闘い抜くことを誓つています。

村上さんへの激励と裁判長、検事への抗議をみんなでおくろう。

あて先はつぎのとおり。

【激励先】

札幌市大通西十四丁目拘置所内

村上国治

【抗議先】

東京都千代田区霞ケ関

最高裁第一小法廷

裁判長　入江

検事　玉沢

政府を動かした行進団

総評事務局長　岩井章

大行進団が全国各地を歩き、都内で政府、国会、都民にギリギリの要求を訴えた効果がだんだんあらわれてきている。労働大臣が九州に出かけ、通産、大蔵大臣もうごいた。

もちろん、相手は独占資本を代表しており、すこしの動きで喜ぶわけにはいかないが、政策の転換を進めるという全く新しい分野の闘争における第一段階としては、わずかながら前進のキザシが見えているとはいえる。政府が雇用奨励金を出すという話も、もちろんいま、政府はやつと重い腰をあげた。これをわれわれが希望するところまでおしこむことができるかどうかは、今後の私たちの闘争にかかつている。（十六日夜の集約会議の演説の要旨）

予想しなかつた成果

炭労委員長　原茂

第一に指摘したいのは、大行進の結果、だれも予想しなかつたような闘いの展望がひらけたことだ政府は、首相を中心に、対策にたち上つたが、指導部としては、第二次四千人動員が成功した場合にそれがうまくいつて、今日の情勢ができるだろうと考えていた。つまり、九州、北海道、常磐からの大行進と東京での今回の行動が、五千人分の力を発揮したのである

第二の点は、この闘いが大行進をつらじて国民各層に支持され、しかも秋闘から春闘をめざし、長期にがんばる体制のもとに組まれていることが、この成果を生んだということだ。

炭鉱では、炭労・全炭鉱・炭職協と、日本のすべての炭鉱労働者が一致して政策転換をせまる統一行動がとれた。それだけでなく、従来なかなかうまくいかなかつた総評、全労が、政府という一つの敵にむかつて抗議し要求する姿勢がとれた。二十六日はたんに国内だけでなく、国際鉱夫連盟ができるかぎりの抗議または炭労行動の説明集会を傘下各団組織にアピールしており、フランス炭労は、地域集会はもちろん、最低、時限ストで統一行動をおこない、国際的な統一行動は発展しつつある。協力し支持する同志は日にふえ、かつ酷な敵の攻撃の内容が、時間とともに国民に理解される情勢にある

ここで気をつけねばならぬことは、この行動がひろがるまえにいかに回避し、ゴマ化すかという姿勢に敵があることだ。われわれは闘いが成功するまで、どこまでも闘いぬかねばならない。

いま、政府はやつと重い腰をあげた。これをわれわれが希望するところまでおしこむことができる

遠藤裁判すすむ

解雇の不当性をバクロし

十月二十三日、二十四日の両日、福岡地裁民事部で遠藤さんの不当解雇反対の裁判があつた。

二十三日の裁判でまず組合側は、遠藤さんの解雇理由の一つになつている不発殘留マイトについての災害速報三部と、傷害日報一部の証拠資料を提出し、当時三川支部労働部の保安関係を担当していた森脇さんがこの日の証人として出廷、資料にもとづいて具体的な証言をおこなつた。

はじめに森脇証人は、この四部の証拠資料についての説明をはじめた。それによるとこの資料は、三川鉱より支部安全協議会に提出された公式の資料であつて内容的には不発殘留マイトの処理が不適当なため、それにツルハシを打ちあて負傷した事実やマイトが紛失したこと、不発殘留マイトが発見され危く生命を奪われようとしたこと、また当時マイトの取扱いがきわめて粗雑で、現場で働いている労働者は毎日不安な気持ちで作業を強いられていたこと、等々をその資料にもとづいて具体的に証言した。

このため、五月の裁判で会社側の古賀証人（三川副長）が主張した三十年間のうちマイトに関する事故は、一、二件しかなかつたというデタラメな証言が根底からくつがえされてしまつた。

そのためあわてた会社側は、反対尋問に鍋田、松崎両弁護人を起用し必死の反撃に出たが、森脇証人の堂々たる態度にいんんともすることができず、かえつて解雇の不当性を暴露するのみであつた。

また、この日の裁判で森脇証人は、会社がいかに保安を無視していたかをバクロするとともにこの保安無視の結果組合員が憤激して、不発マイトにたいする会社の責任追及とその不誠意に対する抗議行動として職場闘争になつたことを重ねて主張したそのため会社の遠藤さんにたいする解雇理由の正当性はますますすくずれ、不当性が大きく浮び上るなかで二十三日の裁判を終えた。

そして翌二十四日の裁判では、もう一つの解雇であるカツペ・シューに関する会社側の総括的な証言として、吉賀、渡辺両証人の通り一ぺんのデタラメな証言があつてのち、会社側より四山、宮浦支部関係の四十六名の解雇理由が出された。しかし、三川、港務支部関係の解雇理由が提出されないため、組合側弁護人は会社の度重なる不誠意をはげしく追及した。そのため裁判官もその非を認め、解雇理由の未提出部分を早急に提出する勧告があつて、二日間にわたる裁判の幕を閉じた。

次回の遠藤さんの裁判は、十一月二十、二十一、二十二の三日間同法廷でおこなわれる予定になつているが、その前の六、七、八日の三日間、同じ福岡地裁民事部で、下田、林、岩山さんら三名の第一回公判がひらかれる予定になつている。多数の傍聴者を希望する。

注＝解雇理由の一つになつている不発マイトに関する件は、昭和三十三年七月十日職場で不発殘留マイトが発見され、それにたいする職制の適切な処理がなされず、逆にそれをもみ消そうとした事件で、これにたいして職場闘争が起つたものであるが、会社はこれを遠藤さんの解雇理由の一つにあげている。

【ことばのかいせつ】

国際収支

ある国が、一定期間に、他の国との間に受払した金額の総量をさして「国際収支」といつている。日本のように、輸入に依存する度合の高い国では、常に一定量の外貨を保持することが国内経済の維持のために必要があるから「国際収支の赤字・黒字」に対して神経質にならざるを得ない。「国際収支の赤字」がつづくと経済に対する赤信号として必要な金融措置がとられる。

命あるかぎり

宮浦　高椋龍生

（石炭政策転換第二陣を送る）

東京の風邪引くことのなかれかし
秋天にまなじりきつと上げて立つ
天高し闘う命あるかぎり
あめつちに同志ありけり返り花
坑帽の三本線に秋晴るる

坑内の秋

宮浦　永野草平

虫鳴ける楽研の音の止みし刻
炭車ゆく風に揺れおり枠の微
溝さらう水にさざめき秋灯
硬割りの五体に響き汗をふく
盤圧の微の枠とて確かめぬ